

臨時株主総会招集のための基準日設定の取消公告

当社は、平成 19 年 12 月下旬に開催予定の臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するために、平成 19 年 11 月 5 日（月曜日）付で、平成 19 年 11 月 20 日（火曜日）を基準日と定めた公告をいたしました。本日当該公告を取り消いたします。

平成 19 年 11 月 14 日

東京都中央区八重洲二丁目 4 番 1 号
新光証券株式会社
代表取締役社長 草間 高志

株主名簿管理人事務取扱場所

東京都中央区日本橋茅場町一丁目 2 番 4 号
日本証券代行株式会社 本店